

学則第33条第2項の規定により退学した者が科目等履修生を經由し再入学 することに関する規程

平成21年4月1日

規程第103号

改正 令和 2年 3月規程第 8号

(目的)

第1条 この規程は、青森公立大学学則（平成21年規程第1号。以下「学則」という。）第33条第2項の規定により退学した者（以下「退学者」という。）が、青森公立大学科目等履修生（以下「科目等履修生」という。）を經由し再入学するために必要な事項を定めることを目的とする。

(再入学の方法と期間等)

第2条 退学者が再入学を願い出る場合は、退学後に科目等履修生として在籍し、第6条に規定する成績を修めなければならない。

2 前項の規定により科目等履修生として在籍する場合は、退学後直近の科目等履修生としての申請を行う際に、再入学目的であることを示さなければならない。科目等履修生としての在籍を継続する場合も同様とする。

3 退学者が再入学を願い出ることのできる期間及び回数は、退学となった日から起算して4年を経過する日までの期間において1回とする。

4 再入学後に学則第33条第2項の規定により再度退学した者については、再入学を認めない。

(履修科目等の制限)

第3条 前条第1項に規定する科目等履修生が履修できる科目及び単位数は、科目等履修生として在籍する期間の開講科目のうち、退学時までにおいて履修することが可能であった科目とし、各年次において、履修することができる単位数は、年間50単位未満とする。

(再入学願の提出)

第4条 退学者が再入学を願い出る場合は、各学期ごとの指定された期日までに、再入学願（様式第1号）を青森公立大学学長（以下「学長」という。）に提出しなければならない。

(再入学小委員会)

第5条 退学者の再入学に関し、学則第33条第4項に規定する条件について選考を行うため、青森公立大学経営経済学部再入学小委員会（以下「委員会」という。）を置く。

2 委員会は、委員長及び委員をもって組織する。

- 3 委員長は経営経済学部長をもって充て、委員は委員長が教員の中からその都度指名する。
- 4 委員会は、前条の規定により再入学願の提出があったとき又は委員長が必要があると認めるときに、委員長が招集する。
- 5 委員会における学則第33条第4項に規定する条件についての選考は、試験、面接その他適切な方法により行う。

(再入学の選考条件)

第6条 学則第33条第4項に規定する基礎学力等が十分であるとは、退学時の学年の学期までに配置された科目を科目等履修生として履修することにより青森公立大学経営経済学部履修規程（平成21年規程第99号。以下「履修規程」という。）第11条に規定する退学時の累積GPAを2.00以上に改善していることをいう。

(再入学許可)

第7条 学長は、再入学を認めた退学者（以下「再入学者」という。）に対し、再入学許可通知書（様式第2号）を交付する。

(再入学後の取扱い)

第8条 再入学者の再入学後の取扱いは、次のとおりとする。

- (1) 再入学後の卒業要件は、当初の入学年次に適用される学則による。
- (2) 再入学時の学年は、退学時の学年が3年次以下の場合は退学時の学年の1年上の学年とし、退学時の学年が4年次の場合は同学年とする。

(単位の認定等)

第9条 再入学者の退学以前の在学期間及び修得単位は、卒業に必要な在学期間及び単位として認めるものとする。

- 2 退学者が、第2条第1項の規定による科目等履修生として在籍中に修得した単位数及び成績評価は、再入学者に適用される学則並びに履修規程の卒業所要単位及び成績評価として繰り入れるものとする。ただし、繰り入れる単位数及び成績評価は、履修規程第11条第2項に規定するD以上の科目とする。
- 3 前項の規定により卒業所要単位に繰り入れる単位数のうち、再入学年度に修得した単位は、履修規程第4条第1項に規定する単位に算入する。
- 4 学長は、前2項の規定により卒業所要単位数及び成績評価として繰り入れることとなった科目内容等について、第7条に規定する再入学許可通知書とともに再入学者に通知する。

附 則

(施行期日)

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（令和 2 年規程第 8 号）

（施行期日）

1 この規程は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 この規程は、平成 1 4 年度以後に学則第 3 3 条第 2 項の規定により退学した者について適用する。